

第3章 治山施設点検業務

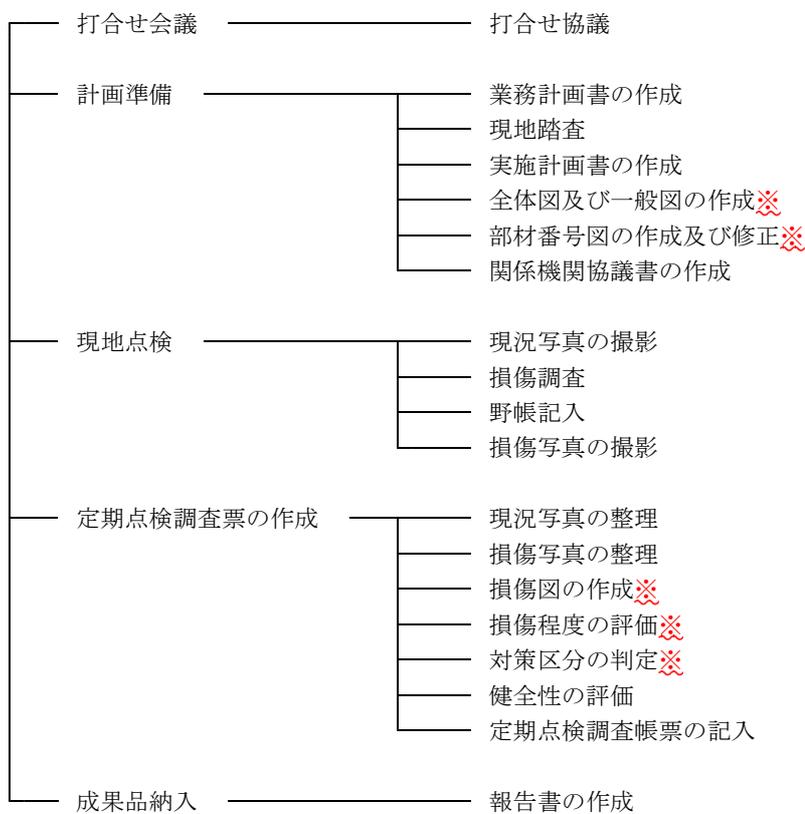
「治山施設点検業務積算基準」（平成30年3月27日付治山第1785号）による。

第4章 林道橋定期点検業務

4-1 適用範囲

- 1 この歩掛は、林道橋定期点検業務に適用する。
- 2 定期点検とは、対象施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を判断するため必要な情報を得るために行うもので、一定の頻度を定めて定期的を実施するものである。
- 3 点検は近傍目視を基本としながら、必要に応じて調査等を行い、もって、対象施設の健全性を診断しその結果を記録する。

4-2 林道橋定期点検業務の構成



(注) 1. 定期点検調査帳票の作成業務のうち対策区分の判定は、予防保全型点検のみに運用する。

2. ※については、2巡目以降の点検の場合、既存の定期点検の記録等を活用する。

4-3 林道橋定期点検業務標準歩掛

4-3-1 直接人件費

(1) 計画準備

55-30-100 業務計画書作成

(1業務当たり)

区 分	職 種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成		1.5	1.5		6.0	5.0

(注) 1. 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

2. 上記歩掛は1業務当たり20橋以上を標準としており、これと異なる場合は1業務当たり次表の補正率による。

橋梁数	4橋以下	5橋以上9橋以下	10橋以上19橋以下
補 正	-0.9	-0.7	-0.5

55-30-101 計画準備(2巡目以降)

(10橋当たり)

主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2.3	1.4	2.7	3.8	2.4

(注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。

2. 既存の定期点検(部材番号図を含む)の記録等を活用して計画する。

3. 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上する。

4. 現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。また、関係機関協議の資料作成等は、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

55-30-110 現地踏査

(10橋当たり)

区 分	職 種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	外業	1.5		1.5	2.0	
	内業			2.0	1.5	1.5
	計	1.5		3.5	3.5	1.5

(注) 外業には橋梁間の移動も含む。

55-30-120 全体図及び一般図の作成

(10橋当たり)

区 分	職 種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
全体図及び一般図の作成				2.0		2.0

(注) 上記歩掛は全体図及び一般図が整備済みの場合には適用しない。

(2) 現地点検

55-30-200 現地点検

(1 業務当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
予防点検型				1.0	1.4	1.0
一般管理型				0.8	1.2	0.8

- (注) 1. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の林道橋に適用する。
 2. 足下条件は表1によるものとする。なお、1橋梁で複数の足下条件となる場合は支配的な足下条件を適用する。
 3. 点検する林道橋が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
 4. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上する。
 5. 仮設備（作業用足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上する。
 6. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 7. 橋梁点検の内業（結果取りまとめ）は定期点検調査帳票の作成で計上する。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

1 橋当たりの点検日数D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。
 なお、1日＝8時間（h）とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y_b) \times K_1} + D_m$$

- A₁：定期点検面積
 A₁＝橋長×全幅員（地覆外縁間距離）
 Y_b：1時間当たりの基準作業量(m²/h)
 Y_b＝a × A₁^b（ただし、Y_bはそれぞれ最大作業量までとする。）
 なお、a＝5.62、b＝0.42、最大作業量170m²/hとする。
 K₁：足元条件件数

表1 足元条件と係数

足元条件	係数(K ₁)	足元条件	係数(K ₁)	足元条件	係数(K ₁)
地上	1.0	リフト車	0.9	足場	1.0
梯子	0.9	点検車	1.2	船上	1.2

D_m：橋梁間の移動時間
 D_m＝0.1（日/橋）

55-30-210 現地点検（2巡目以降）

(10橋当たり)

橋長(m)	主任技師	技師A	点検補助員		
			橋梁点検員 技師B	技師C	技術員
4以上5以下	—	—	2.7	2.7	2.7
5を超え1.0以下	—	—	3.4	3.2	3.4
1.0を超え1.5以下	—	—	3.8	3.7	3.8
1.5を超え2.0以下	—	—	4.3	4.4	4.4
2.0を超え3.0以下	—	—	5.2	5.3	5.4
3.0を超え5.0以下	—	—	7.3	7.4	7.5
5.0を超える	—	—	8.1	8.5	8.2

- (注) 1. 2巡目以降の点検業務に適用する。
 2. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の林道橋に適用する。
 3. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上する。
 4. 仮設備（作業用足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上する。

- 5. 定期点検調査帳票の作成を含む。
- 6. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用し実施する。
- 7. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。

(3) 定期点検調査帳票の作成

55-30-300 定期点検調査帳票の作成

(1日当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
予防点検型				0.5	1.0	1.0
一般管理型				0.3	0.7	0.7

- (注) 1. 上記歩掛は、健全性の評価を含まない定期点検調査帳票の作成を行う歩掛である。
 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁後との調書作成日数を定めるものとする。
 3. 定期点検面積が300m²を超える場合の下限値は1.6日とする。
 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位四捨五入)とする。

定期点検の調査帳票の作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

$$D = a \times A_1 + b$$

A₁: 定期点検面積 (m²/橋)

$$A_1 = \text{橋長} \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)}$$

定期点検の調査帳票作成の変数値

		a	b	備考
点検調書作成	点検面積 A ₁ ≤ 300m ²	0.0037	0.47	
	点検面積 A ₁ > 300m ²	0.0016	0.89	D = 1.6日以上

(4) 健全性の評価

55-30-400 健全性の評価

(10橋当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
健全性の評価		2.0	2.0			

(5) 報告書の作成

55-30-500 報告書の作成

(1日当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		0.5	0.5	1.0	1.0	1.5

- (注) 1. 作業日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 2. 報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

$$D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$$

N: 実橋梁数(橋)

55-30-510 報告書の作成(2巡目以降)

(10橋当たり)

主任技師	技師A	橋梁点検員		点検補助員	
		技師B	技師C	技術員	
0.4	0.4	0.9	0.9	1.3	

- (注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 報告書及び電子データの納品を含む。
 3. 定期点検調査票等の報告書作成は、既存の定期点検の定期点検調査票等様式の電子媒体を活用する。